

推進体制等について

熊本県人権施策・啓発推進委員会 有識者等

知事が委嘱する 14 人以内の委員

国

県

《熊本県人権センター》

市町村

熊本県人権教育・啓発推進本部

本 部 本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：各部局長等
幹事会 代表幹事：人権同和政策課長 幹事：関係課長

熊本県人権啓発活動ネットワーク協議会

構成：熊本地方法務局(事務局)、熊本県、
熊本市、熊本県人権擁護委員会連合会

熊本県人権啓発推進協議会 産学官等

会長：副知事
構成：行政、議会、産業経済、厚生福祉、学校、報道等の 56 団体

県の実施体制

県では、基本計画を総合的かつ計画的に進めるため、庁内の関係部局で構成する「熊本県人権教育・啓発推進本部」を組織しています。関係部局相互の緊密な連携のもと、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

国との連携

国の人権擁護機関との連携を一層深めるとともに、本県の実情に即した人権教育・啓発に取り組めます。また、公正な採用選考が行われるよう、職業安定行政との連携のもと啓発活動に取り組めます。

市町村との連携

市町村の計画に掲げられた施策の積極的な推進を促すとともに、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介、人権に関する情報や研修テキスト、啓発資料の提供を行うことにより、その取組を支援します。

企業・民間団体等との連携

企業や民間団体、保健・医療・福祉関係者などを対象に、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介・派遣、人権に関する情報や啓発資料の提供等を行うことにより、その取組を支援します。

家庭、地域との連携

各地域において、行政や社会教育施設、学校及び社会教育関係団体等が連携を図りながら、地域の民生委員・児童委員や人権擁護委員とともに、家庭や地域での人権教育・啓発を支援します。

計画のフォローアップ

毎年度、それぞれの重要課題に掲げる施策に関連する事業の実施状況を把握し、点検や課題の整理を行います。また、有識者からなる「熊本県人権施策・啓発推進委員会」において、計画の推進状況を報告し、当委員会の意見を以後の人権教育・啓発の施策に反映させます。

熊本県人権教育・啓発基本計画 【第 5 次改定版】

概要版



熊本県人権啓発キャラクター
「コッコロ」

※ 平成16年(2004年)3月策定、平成20年(2008年)3月第1次改定、平成24年(2012年)3月第2次改定、
平成28年(2016年)1月第3次改定、令和2年(2020年)12月第4次改定、令和7年(2025年)3月第5次改定

基本計画の位置づけ

計画の趣旨

- ① 人権をめぐる現状を明らかにすること
- ② 人権教育・啓発の取組の方向を示すこと
- ③ 行政、学校、企業、団体、家庭、地域等に求められる役割を明らかにすること

計画期間

令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの4年間

基本理念

一緒につくろう!一人一人を大切にする熊本

人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育

県民一人一人が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

人権啓発

広報啓発等に取り組むに当たり、自主性を最大限に尊重するとともに、県民の間に多様な意見があることを理解した上で、異なる意見にも寛容で自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

人材の育成・研修

公務員、教職員・保育士等、警察・消防職員、保健・医療・福祉関係者、マスメディア関係者等の人権に関わりの深い職業等に従事する人への研修・啓発を進めます。また、ハラスメント防止や公正な採用選考が行われるよう、企業等における人権研修、啓発の取組等を支援します。

各種資料・情報の収集及び提供

県民が人権学習の機会を増やせるよう、資料の貸出しや閲覧場所の提供など、必要な支援を行います。市町村等の関係機関と連携しながら最新の情報の収集に努めるとともに、民間団体、県民等への迅速かつ適切な情報提供を、それぞれ効果的に行います。

相談体制の充実

県の人権センターにおいて、様々な人権相談を受けて、相談者の方と一緒に解決方法を考えるとともに、相談の内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図ります。

熊本県環境生活部人権同和政策課(県庁新館2階) TEL(096)333-2299

熊本県人権センター(県庁新館2階) TEL(096)333-2300

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp FAX(096)383-1206

熊本県人権センター

検索

人権の重要課題と取組の方向性

女性の人権

- ① 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめとした支援
- ③ 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- ④ 性と生殖に関する健康・権利の尊重

こどもの人権

- ① こどもの人権を尊重する教育・啓発活動
- ② 児童虐待への対応
- ③ いじめや不登校等への対策
- ④ こども・若者、子育て世帯を社会全体で支える取組の充実

高齢者の人権

- ① 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発
- ② 認知症施策、虐待への対応
- ③ 自立した高齢期を送ることができる環境づくり
- ④ 高齢者が元気で活躍する社会の実現に向けた取組

障がい者の人権

- ① 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発
- ② 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及
- ③ 特別支援教育の充実

部落差別(同和問題)

- ① 部落差別(同和問題)の解決に向けた教育・啓発の推進
- ② 差別事象の早期解決と再発防止
- ③ 公正採用選考の推進
- ④ 隣保館活動の支援
- ⑤ 相談機能の強化

外国人の人権

- ① 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進
- ② 多文化共生の地域づくり

水俣病をめぐる人権

- ① 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発
- ② 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実

ハンセン病回復者及びその家族の人権

- ① ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発
- ② 地域社会との共生への支援

感染症・難病等をめぐる人権

- ① 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等
- ② 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実

犯罪被害者等の人権

- ① 犯罪被害者等への情報提供や相談対応・支援体制の充実
- ② 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

- ① 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発
- ② 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育

災害と人権

- ① 災害時要配慮者等への支援体制の充実
- ② 防災教育・啓発の推進

インターネットによる人権侵害

- ① 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発
- ② インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組

性的指向・性自認に関する人権

- ① 性の多様性に関する理解と認識を深めるための啓発・研修
- ② 相談体制等の充実

様々な人権課題

- (ア) ハラスメント
- (イ) アイヌの人々の人権
- (ウ) ホームレスの人権
- (エ) 刑を終えて出所した人等の人権
- (オ) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権
- (カ) 新たな人権課題等